

茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施者募集要項

1 募集の趣旨

茅ヶ崎市では、平成 30 年（2018 年）2 月に「茅ヶ崎市児童クラブ待機児童解消対策」を策定し、令和 2 年（2020 年）2 月に時点修正を行い、児童クラブの施設整備を進めてきました。

さらに、「新・放課後子ども総合プラン」を具現化し、「第 2 期 茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」を補完する取り組みとして、茅ヶ崎市実施計画 2025 と連動した新たな待機児童解消対策を令和 5 年（2023 年）3 月に策定しました。

この対策に基づき、待機児童解消を目指すため、放課後児童健全育成事業（児童クラブの運営）実施者を募集します。

なお、本募集については、平成 27 年（2015 年）2 月に策定した「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」に掲げる「放課後の学びの場の創出事業」に基づくものとします。

「放課後の学びの場創出事業」は、放課後における児童の多様な居場所が充実することで、子育て環境の魅力を向上させるとともに、様々な知識や経験を有するシニアが講座等を実施することで、シニアの生きがいの場を創出することを目的としています。

2 応募資格

次の全ての条件を満たすこととします。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を、児童福祉法及びその関係法令を遵守して適正に運営できる法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 の規定に該当しない団体であること。
- (3) 茅ヶ崎市から入札参加資格の停止の措置を受けていない法人であること。
- (4) 納付すべき税を滞納していない法人であること。
- (5) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成 23 年茅ヶ崎市条例第 5 号）第 2 条に定める暴力団若しくは暴力団員の統制の下にない、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない法人であること。
- (6) 申請時点で法人格を有すること。
- (7) 申請主体の管理又は運営する他の子育て関連事業において、過去に児童の死亡事故又はそれに準ずる重大な事故を起こしていないこと。

3 基本的事項について

児童クラブについては、茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 6 条に定める一般原則を満たす事業であって、かつこども家庭庁が策定した放課後児童健全育成事業実施要綱の内容を実施するものとします。

ただし、塾やスポーツクラブ等を主たる目的とするものは認められません。

なお、児童クラブの施設整備・運営を行うに当たっては、次の運営指針等を御確認いただき遵守してください。

- ・放課後児童クラブ運営指針（厚生労働省策定）
- ・放課後児童健全育成事業実施要綱（こども家庭庁策定）
- ・茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱
- ・豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針

4 主な実施内容等

本募集要項にて法人が行う業務は次のとおりです。

- (1) 利用児童の募集及び入所の承認等に関する業務
- (2) 施設及び附属設備の維持管理、施設の修繕に関する業務
 - ア 清掃に関すること
 - イ 防犯、防火警備に関すること
 - ウ 空調設備、電気設備、消防用設備の維持点検に関すること
 - エ 電気、ガス、上下水道、電話の維持に関すること
 - オ その他施設の管理上必要と認める業務に関すること
- (3) 入所児童の健全な育成及び体験や学びの活動等に関する業務
 - ア 児童の健康管理、情緒の安定化の確保に関すること
 - イ 出欠確認をはじめとする児童の安全確認、保育実施中及び来所・帰宅時の安全確保に関すること（小学校から児童クラブまでの距離が一定程度ある場合や車両の通行量の多い通所路の場合、シニア等による送迎を実施すること）
 - ウ 児童の活動状況の把握に関すること
 - エ 遊び・体験・学びの活動への意欲と態度の形成に関すること
 - オ 遊び・体験・学びの活動を通しての自主性、社会性、創造性の確立に関すること
 - カ 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施に関すること
 - キ 災害時における保護者との迅速かつ円滑な連絡体制の構築に関すること
 - ク 災害時における緊急対応（マニュアルの作成、定期的な避難訓練の実施等）に関すること
 - ケ その他事業実施に必要な活動等に関すること
- (4) 入所児童の育成料等の請求及び徴収に関する業務
- (5) シニアの雇用等に関する調整に係る業務
- (6) 学習・体験活動メニューの検討に係る業務
- (7) 小学校ふれあいプラザとの連携等に係る業務
- (8) 保護者・小学校・地域との連携等に係る業務
- (9) その他の業務
 - ア 安全計画の策定等に関すること
 - イ 市及び関係機関との連絡調整業務に関すること
 - ウ 文書の管理に関すること
 - エ 保険への加入に関すること
 - オ 個人情報の保護に関すること
 - カ 環境への配慮に関すること

キ 広報・周知に関すること

5 整備方式

本募集要項で募集する放課後児童健全育成事業は、次の方式で整備するものとします。なお、法人自ら不動産を確保するものとします。

方式：非建築方式

既存建物の内装等を改修し、当該建物（当該建物の土地を含む）を賃借して運営する方式とします。

なお、更地に、土地の所有者等が建物を新築し、事業実施者が内装等を改修して賃借する方式も可とします（法人が自費で建物を新築する方式も可とします。その場合、施設整備の補助金対象とはなりませんので御留意ください）。

6 設置場所の基準

次の全ての条件を満たすこととします。

- (1) 児童が学校から通所する際に安全に通行できるルートが確保できること。
- (2) 敷地内または近隣に児童の遊び場が確保できること。
- (3) 児童が過ごす場所として、周辺的环境に安全面、治安等の問題がないこと。
- (4) 児童クラブ設置に関し、近隣住民の理解・協力が得られる場所であること。
- (5) 災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる場所であること。

7 設置場所の条件等

設置場所及び募集数、想定定員等については次のとおりです。

(1) 募集地域

茅ヶ崎小学校に徒歩で通所可能な場所であること

※ただし、定員に空きがある場合に、送迎等の実施により他学区の児童を受け入れる等の提案も可能とします。

(2) 募集数

1施設（本募集に係る同法人での申請は、1申請までとします）

※小学校区については、市公式ホームページ「小・中学校通学区域」を参照してください。

(3) 想定定員等

定員（登録人数）	専用区画面積（出席率75%の場合）
40～80人前後	49.5～99㎡前後

※専用区画面積については、児童1人あたり1.65㎡を確保してください。なお、出席率を75%程度とみなし、専用区画面積を算出いただくことが可能です。

※専用区画面積とは、児童クラブ全体の面積から、トイレ・事務室・静養室等の施設や、ランドセルロッカー・下駄箱等の設備を除いた、児童の遊びや生活の場の専用の面積をいいます。

(4) その他

計画地が都市計画法（昭和43年法律第100号第7条第2項）の規定による市街化区域であり、本公募に係る放課後児童健全育成事業実施場所の整備が見込める土地であること。また、必要に応じて茅ヶ崎市のまちづくり（建築や開発行為などによる土地利用についての規制や私道によって誘

導を図るまちづくり)に係る関係課と協議を行うこと。

8 施設の条件

次の全ての条件を満たすこととします。

- (1) 物件が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の新耐震基準を満たしていること。物件が昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて着工している場合は、耐震調査を実施し問題が無いもの（Is 値 0.6 以上または Iw 値 1.0 以上）または耐震補強済みのものとする。
- (2) 建築基準法、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、その他関係法令の要件を遵守していること。（検査済証又は建築確認記載事項証明（検査済証交付年月日が記載されているもの）を添付すること。）
※検査済証がない場合：「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成 26 年 7 月 2 日 国住指第 1137 号）」に則った指定確認検査機関による適合状況調査の結果、適法に施工済みであることが確認できる書類を添付すること。
- (3) 障害児の受け入れに対応した施設とすること。
- (4) トイレは 2 つ以上設置すること（障害児対応トイレを含む）。
- (5) 児童クラブ内は、できるだけ児童の様子を見渡すことができる配置とすること。
- (6) パーテーション等の設置による子どものプライバシー保護や、保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる記録など、設備における性被害対策を行うこと。

9 運営の条件

次の全ての条件を満たすこととします。

(1) 定員規模

「7 設置場所の条件等」に記載のとおりであり、対象児童は、当該小学校区に居住している小学 1 年生から 6 年生までの児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童とします。ただし、定員に空きがある場合に、送迎等の実施により他学区の児童を受け入れる等の提案も可能とします。

(2) 開所日及び開所時間

開所日・開所時間については、次の基準を下回らないことを原則とします。なお、午後 6 時以降は延長時間とみなし延長料金を徴収することができます。

月曜日から金曜日 小学校の授業終了時から午後 7 時まで

1 日につき 3 時間以上

土曜日及び小学校休業日 午前 8 時から午後 7 時まで

1 日につき 8 時間以上

年間開所日数 1 年につき 250 日以上

※休所日については、「日曜日」「国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日」「1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで」となります。

(3) 開所時期 令和 7 年 4 月 1 日開所

(4) 保険加入

児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入することとします。

(5) 利用料等

児童クラブを運営する法人は、茅ヶ崎市児童クラブ条例に準じ、利用料として、応分の負担を徴

収することができます。

また、開設時間の延長等のサービスを実施する場合や事業等により実費負担が必要となる場合は、別途料金を徴収することができます。

なお、入会金・入所金についても徴収することができるものとします。

(6) 職員配置等

緊急時等に早急な対応が必要なため、徒歩あるいは自転車等を利用して、迅速な登所が可能であるよう、当該児童クラブに従事する主任支援員等の配置に配慮してください。

(7) シニアの活用

事業を実施するに当たっては、学習や体験の場としての機能を備えるものとし、シニアの知識や経験を生かした事業を定期的に行い、シニアの活動や雇用等の場とすることとします。事業実施日の少なくとも半数以上何かしらの形でシニアが運営に関わるようにしてください。

(8) 近隣住民対応

近隣住民との良好な関係を確保してください。必ず本募集で申請を行う前に、申請をすることについて事業実施予定地に属する自治会及び近隣住民に説明を行い、その経過を事業計画に記載して提出することとします。近隣住民への説明に当たっては、説明資料等を用意した上で、直接会って丁寧に説明を行うよう努めてください（近隣住民が不在の場合は日時を変えて再度訪問いただき、極力、ポスト投函のみにならないようにします）。また、事業実施者として決定した後も再度説明を行うこととします。なお、近隣住民との対応については、法人の責任で対応することとし、御意見をいただいた場合は迅速かつ適切に対応してください。

(9) 保護者対応

保護者への情報提供及び情報共有を行うとともに、意見、要望を聴く機会を設けてください。

(10) 学校・地域との連携

学校との情報交換、連携を密にし、学校・児童の状況を常に把握するよう努めてください。学校に依頼の上、必要な情報を常に受信できる体制を構築することが望ましいです。

また、地域住民や関係機関との連携を図り、情報公開及び情報共有に努めてください。

(11) 入所手続き等

入所申し込みの受け付け、入所判定の決定等は、茅ヶ崎市児童クラブ入所事務取扱基準を参考に、法人が実施します。なお、入所申し込みに関するスケジュール及び資料等については、事前に市と情報共有を図ってください。

当面の利用ニーズの増加に対応し、小学3年生までの待機児童解消を最優先とするため、児童の入所決定は当該年度末までとし、毎年入所審査を実施してください。

また、児童クラブの設置目的に鑑み、公設の児童クラブと併用できません。入所希望者への周知を図ってください。（単願を推奨するものではありません。）

(12) 車両の停車スペース等

公設民営児童クラブについては、近隣地域と交通問題を生じさせないよう保護者用の駐車及び駐輪スペースを設けていないことから、設置の有無について事前に市に相談をお願いします。

なお、法人用の駐車スペースについては設置可能となります。

(13) 経費

児童クラブの施設整備・運営に係る経費については、「10 施設整備及び運営の補助金」の範囲内で市から支出します。それ以外の経費については、法人の負担（保護者からの育成料等を含む）

となります。

(14) 開所前手続き

児童クラブの開所に当たっては、事前に茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱に基づく届出に基づき、事業開始届を茅ヶ崎市教育委員会に提出するものとします。

(15) 事業の継続性

本事業実施期間は、開所から10年以上とします。なお、改修費等施設整備にかかる費用を市で支出する場合、当該施設を10年以上使用することとします。

10 施設整備及び運営の補助金

(1) 施設整備の補助金

賃借物件等による事業所の設置及び改修等に要する費用については、子ども・子育て支援交付金の放課後子ども環境整備事業に基づき、12,600,000円を上限に市より補助します（申請時の額を上限とします）。

なお、施設整備の施工業者決定については、茅ヶ崎市の入札制度に準じてください。（130万円超の工事は一般競争入札となります。）また、国県の補助金の規定により、施設整備の工事は令和6年度中に着手し令和6年度中に完了してください。（繰り越しはできません。）

(2) 賃借料の補助金

開設前の改修期間の賃借料は(1)に含めて補助します。（補助の対象となる賃借料は開所前月に限ります。改修工事着工前から開所前月までの賃借料は補助の対象外となります。）運営開始後の賃借料は、「茅ヶ崎市教育委員会教育推進部青少年課所管に係る補助金等交付要綱（茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業運営費補助金）」に基づく補助金による賃借料加算により、建物の賃借料について補助します。

(3) 運営費

「茅ヶ崎市教育委員会教育推進部青少年課所管に係る補助金等交付要綱（茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業運営費補助金）」に基づく補助金により運営費を市より支払います。概要については、参考資料を確認してください。

(4) その他

施設整備に係る補助金の支払い時期については、協議の上決定することとします。また、運営に係る補助金の支払い時期については、年度当初に概算払いを行い、年度末に精算を行います。

11 申請手続き

(1) 事前相談

応募を検討している法人は、申請の前に必ず事前相談をしてください。**事前相談がない場合は申請を受け付けません。**事前相談の日時については、調整の上決定しますので、電話にて御連絡ください。

なお、事前相談は計画地ごととし、相談期間中に計画地を変更した場合は再度、事前相談を行ってください。また、各種通知・要綱等は、法人にて取得してください。

相談期間	令和6年5月10日(金)から6月28日(金)まで(土日休日除く) 午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで
連絡先	茅ヶ崎市教育委員会教育推進部青少年課児童クラブ担当 電話 81-7228 (和田・小井戸)
持参する書類	事前相談依頼書、計画地の案内図・配置図・現況の平面図、土地・建物の登記 全部事項証明書(公図・地積測量図含む)、法人概要の分かる資料 ※事前相談時は原本ではなく写しを御提出ください。
その他	事前相談には、運営及び施設の状況について分かる方がお越しく下さい。

(2) 公設民営児童クラブ内覧会(任意)

現在市内で運営されている公設民営児童クラブの内覧会を実施します。希望する法人は、5月24日(金)までに青少年課まで連絡してください。

内覧会実施日時	希望された法人に追って連絡させていただきます
内覧会実施場所	茅ヶ崎児童クラブ(茅ヶ崎市共恵1-10-70) (運営事業者:特定非営利活動法人ちがさき学童保育の会) (現地集合、現地解散となります)

(3) 質問事項

本募集要項への質問を次のとおり受け付けます。ただし、事前相談で計画地が本募集要項の条件に適合していることを市が確認した法人からのみ質問を受け付けます。

ア 受付期間 令和6年5月10日(金)から6月28日(金)まで

イ 受付方法 文書(様式任意)にてFAX又は電子メールで受け付けます。(FAXの場合は送信の電話連絡をお願いします。) **なお、電話及び口頭による質問は受け付けません。**文書には法人名を記載してください。

受付FAX	0467-58-4265
受付電子メールアドレス	seishou@city.chigasaki.kanagawa.jp

ウ 回答方法 茅ヶ崎市のホームページ(本募集に係るページ)に令和6年7月19日(金)までに掲載します。

エ 回答の取扱い 回答は、本募集要項と同等に扱うものとします。

(4) 申請

申請書類は下記のとおり受け付けます。書類の確認をしますので、提出の際は事前に御連絡ください。郵送での申請は不可とします。また、**受付日時を過ぎてからの追加書類の提出や計画変更(図面変更や管理者など保育体制の変更)は、こちらから求めた場合を除き、認めません。**

ア 受付場所 茅ヶ崎市教育委員会教育推進部青少年課(茅ヶ崎市役所分庁舎3階)

イ 受付日時 令和6年5月10日(金)から7月31日(水)正午まで(土日休日除く)
午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで
※最終日は午後の受付がありません。

ウ 提出書類

提出書類	注意事項
(表紙) 提出書類一覧表	(別紙)
①申請書	様式 1
②法人概要調書	様式 2 (法人登記事項証明書・定款等の写しを添付すること)
③既設児童クラブ等一覧	様式任意。各施設の名称・所在地・定員・開所年月日・保育内容等が分かるもの
④事業概要書	様式 3 (管理者予定者の履歴書・従事者(採用決定者がいる場合)の資格取得状況が分かるものを添付すること)
⑤事業計画書	様式 4 (年間行事予定表を添付すること)
⑥整備予定事業所の案内図・配置図・平面図	平面図は、事業所内の諸室配置及び保育室の面積(壁芯面積及び有効面積)を記載(整備後のイメージが分かりやすく記載されていること) ※平面図作成に当たっては、現地を十分に確認し、計画に変更が生じないように留意すること
⑦土地・建物の登記全部事項証明書	公図・地積測量図を含む
⑧整備予定場所の現況写真	正本・副本ともにカラー写真
⑨整備内容のわかる見積書(写し)	様式任意 工事費等の概算見積書を添付(設計士作成の見積書可)
⑩整備スケジュール	様式任意 ※入札時期、開発許可・開発工事、建築確認、建築工事などの期間が分かるよう記載 ※事業実施者決定後、整備スケジュールに変更が生じた場合には随時市に報告すること(開所年月日の変更は不可)
⑪賃借物件の概要が分かるもの	重要事項説明書など
⑫物件が建築基準法及び新耐震基準に適合していることが分かるもの	建築検査済証(又は検査済証交付年月日の記載がある建築確認記載事項証明)、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて着工している場合は耐震診断結果が分かるもの(申請受付締切日に間に合わない場合は、8 月実施予定の放課後児童健全育成事業者選定委員会開催前までに必ず提出すること)
⑬確実に賃借できることを証明するもの	所有権者との仮契約書など。契約の相手方が所有権取得予定者の場合は、相手方が確実に所有権を取得できることを証明するものを含む ※賃借期間と賃借料の月額を明記すること
⑭資金計画書	様式 5 (どのような備品・消耗品を購入するのか等、内訳や用途を説明できるようにすること) ※残高証明書(申請日以前 1 ヶ月以内の日付のもの)を添付すること

⑮収支予算書	様式6 開所から3年度分
⑯法人決算書	直近3年分（決算書・申告書一式） ※関係法人がある場合には、任意で提出することを可能とする
⑰納税証明書等の写し	国・都道府県・市町村へ納付すべき税の未納がないことを証明するもの （国税の場合：納税証明書その3の3） （都道府県・市町村の場合：納税証明書など） ※不明な場合は税務署等で確認すること

※申請書類の様式は、茅ヶ崎市ホームページからダウンロードしてください。

エ 提出部数 正本1部、副本8部。1部ずつA4のフラットファイル等に左開き（左綴じ）で綴り、①から⑰の番号のインデックスを貼付してください。

1.2 事業実施者の決定

事業実施者は、茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者選定委員会の選定を経て茅ヶ崎市教育委員会が決定します。また、選定の流れは次のとおりです。

なお、選定する法人数は1法人とし、応募があった場合でも選定結果により事業実施者を選定しないことがあります。

(1) 応募資格確認

提出された申請書類について、応募資格の確認を行います。

(2) 選定

(1)で応募資格があると市が認めた申請者について、次の評価項目に基づき選定を行います。選定は申請書類の審査及びヒアリングで行います。

ヒアリングの日程については別途通知します（ヒアリングは8月下旬を予定。申請者数によりヒアリング日程が変更となる可能性があります。）。なお、ヒアリングで使用できる書類は既に提出済みの申請書類のみとなりますので御注意ください。

選定結果については、応募のあった全ての申請者に文書にて通知します。

【選定の評価項目】

大項目	小項目
①保育内容等について	保育理念・保育方針
	保育内容
	健康管理・安全確保
	保護者・地域・学校・市との連携・交流
	利用者ニーズの把握・反映
	シニアの知識や経験を生かした活動メニュー
	料金設定
	周知・広報
②保育体制について	管理者
	職員配置
	採用計画

	人材育成
	シニアの知識や経験の活用
	個人情報保護
	危機管理
③保育施設について	不動産計画
	不動産に係る安全管理
	資金計画・収支予算書
	周辺環境
	施設管理
	施設整備等
	近隣住民への説明状況
④運営法人について	法人運営状況
	法人財務状況
⑤その他	整備スケジュール
	待機児童の解消度
	事業者の特色

※なお、申請者が放課後児童健全育成事業を実施している場合、ヒアリングに先立ち、運営している施設を見学させていただくことがあります。

1.3 スケジュール

開所までのスケジュール概要は次のとおりです。

日付		内容
令和6年	5月10日	募集開始・事前相談開始・申請受付開始
	6月28日	事前相談受付終了、質問受付終了
	7月19日	質問に対する回答掲載
	7月31日正午	申請受付終了
	8月下旬	ヒアリング、選定
	9月下旬	事業実施者決定通知送付
	10月以降	施設整備工事入札・着工、補助金申請・決定
令和7年	1月～3月	現地確認、竣工、開設準備
	4月1日	開所

1.4 その他

- (1) 提出書類は理由の如何を問わず返却しません。
- (2) 必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- (3) **応募に関して必要となる費用は申請者の負担とします。**
- (4) 申請者の提出書類の著作権は、それぞれ作成した申請者に帰属します。なお、選定結果及び提案内容等を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、無償で提出書類の一部を使用できるも

のとします。

- (5) 申請書類は、茅ヶ崎市情報公開条例(昭和 61 年茅ヶ崎市条例第 2 号)における行政文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合があります。ただし、法人の正当な利益を害するおそれのあるものは公開の対象とはなりません。
- (6) 施設整備に関する補助金については、国県の補助金を活用するため、当該補助金の交付決定が受けられない場合は事業を中止する場合があります。
- (7) 実施者決定後に、申請内容に虚偽の内容が含まれていることが明らかになった場合、**申請内容どおりの履行がされない場合又はその履行が明らかに困難な場合は、選定結果を取り消す場合があります**。また、提案した計画地での事業ができないこととなった場合は選定を取り消します。
- (8) 本募集により実施する放課後児童健全育成事業について、事業開始後から 10 年以上経過し、将来的に閉所する場合、1 年以上の準備期間を設けてください。
- (9) 保育の安定性の面から、管理者については、やむを得ない事情を除き、事業実施者として決定があった日から開所後 3 年まで異動は行わないこととしてください。ただし、市との協議が整う場合については、この限りではありません。
- (10) 本募集の選定に関して、申請者が茅ヶ崎市放課後児童健全事業者選定委員会委員やその他の本募集関係者と、直接・間接を問わず接触することを禁じます。
- (11) 本募集要項に記載されている法令や通知等が改正・変更された場合は、改正・変更後の内容を優先して適用するものとします。

15 問合せ先

茅ヶ崎市教育委員会教育推進部青少年課児童クラブ担当 和田・小井戸

所在地 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号

電話 0467-81-7228 (直通)

F A X 0467-58-4265

電子メール seishou@city.chigasaki.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>